

仕 様 書

1. 事業名

水中ドローン等を活用した中海・宍道湖・大山圏域環境保全啓発映像制作業務

2. 実施時期

契約締結の日から令和5年10月31日（火）

3. 委託金額

上限額：1,000千円（消費税および地方消費税を含む）

4. 業務の目的

ラムサール条約登録湿地である中海・宍道湖をはじめとする圏域の豊かな自然や環境について、圏域の子どもたち等へ学習機会の提供や情報発信等を行い、圏域の自然環境の普及啓発や保全、また、持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の推進を図ることを目的とする。水中ドローン等を活用し普段見ることのできない海中・湖内の様子を撮影し、海洋ごみに関する意識啓発、水環境における課題等の環境学習を行う。

5. 業務内容

宍道湖・中海各2地点以上及び境水道・美保湾・その他で水中環境の撮影を行い、海洋ごみに関する意識啓発、水環境における課題等の学習のため、環境イベント等での放映や、環境団体・一般の貸出などに使用することで中海・宍道湖等の水環境をわかりやすく紹介できる7分以上の映像を作成する。映像は撮影地点、水中のごみ等の状況などのキャプションを入れ意識啓発のための資料となるものとする。

なお、水中の撮影に際しては、水中ドローンに限らず、撮影場所に適した機材を使用すること。

6. 報告書の提出

(1) 提出物：事業実施報告書（A4版）2部

事業実施報告書の電子データ DVD等 2枚

映像等電子データ DVD等 6枚

編集可能な映像データ DVD等 6枚

(2) 提出場所：中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局

(3) 提出期限：令和5年10月31日（火）

(4) その他：報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

①事前に中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局の承認を得ること。

②事業実施状況や事業成果等をわかりやすく編集すること。

③完成した映像データについて、中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局及び構成市は作成者の許諾を得ず全部または一部を使用できるものとする。

7. その他

- (1) 中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局と協議しながら進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、適正に履行すること。また、各団体の定めるガイドライン等を遵守すること。
- (3) 自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに相談し、指示に従うこと。
- (4) 撮影に際しては、施設等管理者および関係団体と十分調整を図ること。